具志川市長 知念 恒男 殿

沖縄県知事稲 嶺 惠 一

中部北環境施設組合ごみ処理施設建設事業に係る 環境影響評価書に対する知事意見について

平成13年12月7日付けで提出されたみだしの環境影響評価書について、沖縄県環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別添のとおり述べます。

中部北環境施設組合ごみ処理施設建設事業に係る 環境影響評価準備書に対する知事意見

平成13年12月7日付けで送付されたみだしの評価書については、当該事業に係る準備書に対する知事意見を勘案して修正し、又は予測及び評価をやり直して作成されているが、その内容に不十分な箇所があることから、沖縄県環境影響評価条例(以下「条例」という。)第22条第1項の規定に基づき、下記のとおり、評価書について環境の保全の見地からの意見を述べるので、これらの事項を勘案して評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要と認めるときは、評価書について所要の補正を行うこと。

記

【総括的事項】

- 1.事業の実施に伴う将来の環境状況に応じて、再評価を実施することについての検討結果が、 知事意見に対する見解に示されていないことから、再評価の実施について再度検討するとと もに、その検討結果を示すこと。
- 2. 植栽(緑化)計画については、工事発注後の実施設計時に決定することとしているが、施設の設計時に実施することとしている景観の詳細な予測及び評価の結果をも併せて検討し、 適切で詳細な計画を策定すること。

また、策定した当該計画については、事業着手前に県に報告するとともに、その内容について協議すること。

【大気環境関係】

3.ダイオキシン類の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法で定める方法により、年1回以上、十分に高い精度で測定することを具体的に明記すること。また、燃焼温度等ダイオキシン類の発生に係わる要素の管理、保守、点検法等についても具体的に明記すること。

さらに、将来における測定方法の改良などにより、技術的、経済的に可能になれば、測定 回数及び測定地点数の増加を検討すること。その際は、県と協議すること。

【水環境関係】

- 4. 赤土等の濁水の流出に係る予測について、その内容が不十分であることから、次の事項を示し予測をやり直すこと。また、評価においては、対策の複数案の比較(この場合、当初の自然沈澱方式から濾過・沈澱方式に変更していることから、その比較検討)を行うことによって評価すること。
 - 1)沈澱池の容量の計算経緯を示すこと。
 - 2)対策を行わない場合の負荷量を200mg/ lとしているが、対策を行わない場合に発生する濁水の濃度は、降雨強度、土壌の種類、地形勾配、裸地面積、集水面積等によって、各事業現場によって異なるものであり、一般的に、国頭マージの場合で約10,000mg/ l 程度であるが、当該事業の発生源において、対策を行わない場合の負荷量を200mg/ l と

した根拠を示すこと。

3)対策を取ることによって150mg/lの放流濃度とできることの予測を、赤土対策の実績 から行っているが、その実績の内容を具体的に示すこと。

【自然環境関係】

- 5. 事業の実施に伴う植物、動物への影響について
 - (1) 次の事項を勘案して、動物に関する予測及び評価を全面的に見直すこと。
 - 1) 工事中の動物への影響について、一部の種を除き生息に不適な環境となると予測しているが、それに対する十分な環境保全措置を検討していないにも係わらず、環境保全目標は達成されるとの評価は不適切である。このことから、環境保全対策を再検討するとともに評価をやり直すこと。
 - 2)環境影響評価を行う項目の選定において、供用後の動物への影響を選定しているにも 係わらず実施されていないことから、これを実施すること。
 - 3) リュウキュウハグロトンボ等の希少種に指定されている種について「個体数が多い」 との記述は不適切である。同種は、沖縄島内においては、当該地域が分布域の南限とも 考えられており、予測及び評価においては、こうしたことも認識した上で行うこと。
 - 4) クロイワトカゲモドキ等の貴重種が数多く確認されているが、これらの貴重種に対する影響の予測及び評価がなされていない種もあることから、それぞれの貴重種について 十分に予測及び評価を行うとともに、具体的な保全対策についても検討すること。
 - 5)隣接する具志川レクリエーションセンターにおいては、希少種であるイボイモリが生息しているとの報告があり、本種の生態を考慮すると、当該事業予定地においてもその生息の可能性があることから、工事中において本種が確認された場合の対策について検討すること。
 - (2) 植生調査結果については、分類した各群落の組成表を添付すること。
- 6.事業の実施に伴う生態系への影響に係る予測・評価は、当該事業実施区域及びその周辺地域の環境そのものについても評価した上で、再度、十分に検討すること。なお、検討に当たっては、次の事項を勘案すること。
 - 1)環境影響評価を行う項目の選定において、供用後の生態系への影響を選定しているにも係わらず、予測・評価が実施されていないことから、これを実施すること。
 - 2)計画地周辺生息動物の食物連鎖状況図について、ヒメハブは食虫動物ではないにも係わらず食虫動物としていること、及び肉食動物 、 の位置付けが不明確である等の問題があることから、これについて再検討すること。
 - 3) 赤土等の濁水による生態系への影響について、SS濃度の水生生物への影響の程度は明らかではないとしながら、「特殊性」として選定したサカモトサワガニへの影響に関し、SS濃度150mg/ℓの状況であれば特に生息環境の変化はほとんどないとする予測は不適切であることから、予測及び評価をやり直すこと。
 - 4)植物、動物及び生態系に関する環境保全対策が、実質的には法面緑化だけとなっており不十分であることから、生態系等の観点から環境保全対策を見直すとともに、施設計画に反映させること。

【人と自然との触れ合い活動の場関係】

7.施設の存在による景観への影響について、現況の自然性の高いものや緑地風景の「視認の 阻害」についての評価しか行っていないことから、施設の存在による「景観の変化」そのも のについても評価を追加すること。

また、景観への影響の予測・評価については、実施設計時にあらためて行うこととしているが、その際には、沖縄県環境影響評価技術指針に基づき、必要に応じて追加調査を実施し、計量心理学的手法等を用いて定量的に予測するとともに、調査、予測及び評価の過程において検討する環境の保全のための措置については複数の案の比較検討を行い、その検討の状況についても示すこと。

8.環境影響評価を行う項目の選定において、工事車両の走行による人と自然との触れ合い活動の場への影響を選定しているにも係わらず、工事車両による交通量の増加に伴う施設利用への影響の予測及び評価がなされていないことから、これを実施すること。

また、項目の選定において「施設の存在」による影響を選定していないにも係わらず、予測・評価の結果においては「施設の存在に伴う影響」を記載していることから、整合を図ること。

【環境への負荷関係】

9. 廃棄物等に関する環境保全対策としての、溶融スラグの再利用方法及び受入先業者について早期に決定し、再利用の量等とともに県に報告すること。

また、受入先が決まらない場合や再利用できない分のスラグについては、最終処分場の覆土として利用するとのことであるが、その最終処分場の名称、種類(管理型等)、場所、規模、必要な覆土量等を示すとともに、その最終処分場の管理者等との調整状況についても記載すること。

- 10.廃棄物等の予測において、表7.14.1を現状との比較として示しているが、同表に現状が記載されていないことから修正すること。また、定格運転時の廃棄物発生量を示しているが、「定格運転」についての説明を追記すること。
- 11. 工事の実施に伴って発生する廃棄物量は小さいとのことであるが、想定される発生量を具体的に示すとともに、発生する産業廃棄物については、リサイクルに努めるとともに廃棄物処理業者等に委託するなど適正に処理を行うこと。また、その旨を明記すること。
- 12. 当該施設の供用後において現施設を撤去する場合、それに伴って発生する廃棄物による影響が大きいと考えられることから、現施設をどのようにするのかについて記載すること。

なお、現施設を撤去することが予定されている場合にあっては、発生する廃棄物の処理について、想定される発生量、処理方法、処分先等について、現時点で記載可能な内容について具体的に記載すること。また、その際の処理方法については、ダイオキシン類や重金属類等の有害物質の処理方法等についても示すこと。

【環境保全対策関係】

13.環境保全対策の記載に当たっては、条例第13条第1項第6号イに基づき、環境保全措置を講ずることとするに至った検討の状況についても記載すること。また、平成13年10月2日に

定められた「沖縄県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)」に基づき、環境 保全措置を検討し、検討結果を検証するとともに、次に掲げる事項を記載すること。

- 1)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- 2)環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要 に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 3)環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響
- 4)代償措置にあっては、環境影響を回避させ、又は低減させることが困難である理由
- 5)代償措置にあっては、損なわれる環境及び当該環境保全措置により創出される環境に 関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及 び内容

【事後調査関係】

14.事後調査は、予測の不確実性の程度が大きいと考えられる項目について行うものであることから、予測及び評価の結果から事後調査を行う項目を再度検討するとともに、技術指針に基づき、次の事項について追記すること。

また、事後調査における監視基準は、法令等に基づく規制値等だけでなく、環境影響評価における予測の結果をも考慮して設定すること。

- 1)事後調査の手法
- 2)国、県、市町村その他の事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用する場合においては、当該国等との協力又は当該国等への要請の方法及び内容
- 3)事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該主体の氏名(法人にあっては、その名称)並びに当該主体との協力又は当該主体への要請の方法及び内容

《工事中の事後調査計画について》

15. 赤土等の濁水の流出による影響について、その予測の内容が不十分で、予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、赤土等の流出についての事後調査はより重点化し、濁水の放流地点だけでなく、放流先の公共用水域においても、周辺の土地利用状況を勘案して調査地点を追加すること。

また、監視基準についても、予測における環境保全目標と同様に、浮遊物質量(以下「SS濃度」という。)「150mg/ l以下」とすること。

- 16.事業の実施に伴う赤土等の濁水による植物、動物及び生態系への影響について、濁水のSS濃度の付着藻類の生育及び水生生物の成育への影響の程度が明らかでないとしており、予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、工事中の事後調査の項目に付着藻類、水生生物及び生態系を追加すること。
- 17.「表8.2.1 工事中の事後調査計画」の注意書きにおいて、「地盤沈下及び地下水位の状況 も監視する」としているが、これを表中に記載しない理由、及び環境影響評価項目として選 定していない項目を事後調査として行う理由について明記すること。

《供用後の事後調査計画について》

18.環境影響評価準備書に対する知事意見において、大気質の予測地点を追加するよう述べているところであるが、評価書において措置されていないことから、季節によって変動する風

- 向・風速等を考慮して検討し、大気質の事後調査の地点を追加すること。
- 19.悪臭の事後調査は、季節によって変動する風向・風速等を考慮して、測定方法、測定時期、 測定地点及び測定回数を再検討すること。
- 20. 植物の事後調査については、評価書を作成する際の調査と同様に、調査項目を陸生植物、付着藻類とし、調査回数を年1回ではなく年4回とすること。

また、動物の事後調査についても、調査項目を哺乳類、は虫類、両生類、鳥類、昆虫類、 水生動物とし、調査回数を年4回とすること。

- 21.生態系については、その予測の不確実性の程度が大きいと考えられることから、事後調査の項目に生態系の項目を追加すること。
- 22.「人と自然との触れ合い活動の場」の事後調査項目を「野外レクリエーション」としているが、何を調査するのかが不明である。調査項目については、野外レクリエーション地の人々の活動・利用の変化とアクセス特性の変化を把握するために、野外レクリエーション地の利用状況(利用者数、利用日時、年齢構成等)と交通量の変化とすること。

また、監視基準を「具志川レクリエーションセンターの利用者から苦情がないかどうか問い合わせる」としているが、これは手法であって監視基準ではないことから、予測の結果を考慮して、利用状況と交通量に関する具体的な監視基準を設定すること。

《環境影響が著しい場合の対処方針》

23. 供用後の対処方針しか示されていないことから、工事中における対処方針も示すこと。また、住民等から苦情があった場合の対処方針についても示すこと。

【その他】

- 24.評価書の記述内容について、次の事項にとおり、不十分な箇所があることから、これを修正すること。
 - 1)ダイオキシン類の排出基準値の記述が間違っていることから、これを修正すること。また、ダイオキシン類の環境基準は、平成11年12月27日付け環境庁告示第68号により定められており、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「水質汚濁防止法による排水基準」には含まれないことから、これを修正すること。
 - 2)評価書において、古い地形図を用いている箇所があることから、最新のものを使用すること。
 - 3)「第5章 調査結果」において、調査期間の妥当性が説明されていないことから、これを記述すること。
 - 4) 予測式のパラメータの表記について、不十分な箇所があることから修正すること。
 - 5)評価書の作成にあたっては、技術指針に基づき、修正前後の内容を対比することにより、修正部分を明らかにしなければならないが、それがなされていないことから、評価書の補正の際に明らかにするとともに、補正に当たっても、補正前との相違を明らかにすること。
- 25.総合評価については、評価書に対する知事意見を勘案して補正を行う内容を踏まえて、修正すること。